資料No.３

保育所等の入園選考基準について

■湯河原町利用調整基準（選考基準）

(1)基準指数（父母合計）※複数の項目に当てはまる場合は高い方を採用

No.	類型	保護者の状態	父	母
1	就労 （自営業・内定者含む）	月 160 時間以上	20	20
		月 140 時間以上、160 時間未満	19	19
		月 120 時間以上、140 時間未満	18	18
		月 100 時間以上、120 時間未満	17	17
		月 80 時間以上、100 時間未満	16	16
		月 64 時間以上、80 時間未満	15	15
2	求職活動中	求職活動中の者	12	12
3	妊娠・出産	産前産後の休養のため保育の必要がある者	－	20
4	疾病・負傷・障害	常時病臥（一日の大半を病床で過ごす場合）	20	20
		慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている	16	16
		身体障がい者手帳（１・２級）、精神障がい者保健福祉手帳（１～３級）、療育手帳（A1・A2）の交付を受けていている者	20	20
		身体障がい者手帳（３・４級）、療育手帳（B1・B2）の交付を受けていている者	18	18
		上記以外で疾病や心身に障がいがあり、保育が困難な場合	16	16
5	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用	20～15	20～15
6	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害による復旧に従事	20	20
7	就学	月 120 時間以上の就学	18	18
		月 60 時間以上 120 時間未満の就学	15	15
8	ひとり親世帯　※ （母子・父子家庭）	ひとり親世帯で、保育を必要とする要件がある	50	

※両親が不存在（離別、死亡、拘禁、生死不明、未婚）の状態で、今後も引き続き同様の状態が見込まれる世帯で、パートナーと同居している場合（事実婚）は、該当しない。

(2) **調整点数（加算・減算項目）**

No.	項目	点数
1	児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合	20
2	生活保護受給世帯である	5
3	兄弟姉妹が在園している施設を希望する場合	5
4	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている	5
5	申請児童が多胎児である	3
6	入所希望年度の４月１日時点で、生計を一にする 18 未満の児童が３人以上の世帯	2
7	年齢上限のある保育所等を卒園し、引き続き別の保育園への入所を希望している	10
8	前年度４月入所で待機児童となっている	3
9	産前・産後休業または育児休業中で、復職予定である(すでに復職している方を含む)	5
10	町内の認可保育所・認定こども園（保育枠）で、保育士として就労（内定）している場合	30
11	町内の幼稚園・認定こども園（幼稚枠）で、幼稚園教諭として就労（内定）している場合	20
12	65 歳未満の同居の祖父母が保育可能である	-5
13	兄弟姉妹(卒園した者も含む)の保育料に３か月分以上滞納がある	-10
14	町外居住者である(転入予定者及び町内の保育士・幼稚園教諭を除く)	-15
15	上記記載以外に福祉の観点から特に必要と認めた場合	30

≪参考≫

優先順位

利用調整点数が同点の場合は、以下の順に優先します

(1) 新規申請世帯と転園申請世帯が同点の場合は、新規申請世帯

(2) 基本点数の合計が高い世帯

(3) ひとり親世帯

(4) 希望施設順位の高い世帯

(5) 第三子以降の申込み世帯（18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にある者）

(6) 小学校区域の保育所を希望している世帯

(7) 父母の所得が低い世帯